

業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 第2期明和町道路・公園施設等包括管理業務委託事業
- 2 委託業務の内容 別添特記仕様書のとおり
- 3 委託業務の場所 多気郡 明和町 地内
- 4 履行期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで
- 5 業務委託料 _____円
(うち 取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____円)
- 6 契約保証金 _____円

上記の委託業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、明和町会計規則(昭和49年規則第8号)及び別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受託者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

受託者
代表企業 住 所
商号又は名称
代表者氏名

明和町 道路・公園施設等包括管理業務委託 契約書（案）

委託者と受託者とは、第 2 期明和町道路・公園施設等包括管理業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

- 第 1 条 明和町(以下「委託者」という。)及び明和町道路・公園施設等包括管理業務委託(以下「本業務」という。)の受託者は、この契約書に基づき、本業務に係る募集要項等(委託者が公表した募集要項、特記仕様書、参考資料、公募時の質問回答をいう。以下同じ。)及び受託者が本業務の公募手続きにおいて提出した提案書類(以下「提案書」という。)に従い、特記仕様書に定める業務範囲において、特記仕様書に定める対象施設(以下「対象施設」という。)について、特記仕様書に定める業務を実施し、また、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 委託料は、別紙 1 業務委託料の支払方法(以下、「別紙 1」という。)とするが、この額には成果報酬額を含んでいる。
- 3 受託者は、本契約書で定める履行期間(以下「履行期間」という。)にわたり本業務を実施する。
- 4 この契約の対象施設の所有権及び管理権は委託者に帰属する。
- 5 委託者は、受託者に対する通知、請求、承諾及び協議等この契約による行為については、本業務の公募手続き時において提出した応募者の構成表で定めた代表企業(以下「代表企業」という。)を相手方として行うものとする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び特記仕様書における期間の定めについては、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号)の定めるところによるものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

- 第 2 条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(受託者の責任)

第3条 受託者は、本契約若しくは募集要項等に特別の定めがある場合又は委託者及び受託者による協議がある場合を除き、本業務を実施するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

2 受託者が複数の企業から構成されるグループである場合において、構成員は、本業務の実施に伴い受託者が負担する債務の履行に関して、連帯して責任を負うものとする。

(秘密等の保持)

第4条 受託者は、本契約の履行に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 受託者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者に申請し、書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第6条 受託者は、本業務のうち成果物について著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡する。

2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしなければならず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

3 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

5 受託者は、成果物(本業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしなければならず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用若しくは複製又は第4条の規定にかかわらず成果物の内容を公表することができる。

6 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(特許権等の使用)

第7条 受託者は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任(ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関して発生する費用の負担を含むが、これらに限られない。)を負わなければならない。

(委任又は下請負の禁止)

第8条 受託者は、本業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を書面により委託者の承諾を得た場合(提案書に当該第三者の名称及び実施させる業務内容が明記されている場合を含む。)には、この限りでない。

第8条の2 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合には、当該第三者(以下「下請負人」という。)が、法令を遵守し、適正な社会保険等の加入が確保されている者を下請負人として選定するよう努める。

2 本業務に含まれる補修工事など建設工事に該当する業務を下請負に付す場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてはならない。

(業務の変更、中止等)

第9条 委託者は、必要がある場合には、特記仕様書の内容の変更又は業務実施の一時中止若しくは打ち切りをすることができる。この場合において、本業務の委託料を変更若しくは追加又は本業務履行期間を変更する必要があるときは、両者協議の上変更できるものとする。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならないものとし、その賠償額は、両者協議の上これを定める。ただし、前項に基づく特記仕様書の変更又は業務実施の一時中止若しくは打ち切りが、受託者の責めに帰すべき事由による場合には、この限りではない。

(条件変更等)

第10条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 募集要項等に誤謬又は脱漏があること。

(2) 募集要項等の表示が明確でないこと。

(3) 業務実施上の制約等募集要項等に表示された自然的又は人為的な業務実施条件と実際の業務実施条件が相違すること。

(4) 募集要項等に明示されていない業務実施条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発

見したときは、受託者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 委託者は、受託者の意見を聞いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、予め、受託者の意見を聞いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、募集要項等の変更又は訂正を行わなければならない。
- 5 前項の規定により募集要項等の変更又は訂正が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者による本件業務の内容の変更)

- 第 11 条 委託者は、法令の変更、技術の革新その他の理由により本件業務の内容の変更を希望する場合、受託者に対して、変更を希望する日(以下、本条において「変更日」という。)の 1 ヶ月前までに変更案(委託費部分を含まない。以下、本条において「変更案」という。)を提出するものとする。なお、委託者は、事前に変更案について受託者の意見を聞くよう努めなければならない。
- 2 受託者は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから 14 日以内に、委託者に対し、変更案に対応する業務委託料に関する見積り(応募の際に添付した費用内訳書と同様の内容)を提出するものとする。
 - 3 委託者は、受託者に対し、前項の見積りを受領してから 14 日以内に前項の見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。
 - 4 委託者が見積りを承認しない旨受託者に対して通知した場合、委託者及び受託者の協議により変更案及び業務委託料を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後 1 ヶ月以内に成立しない場合(なお、この期間については両者の合意の上変更することができる)、委託者は変更案の撤回または契約の終了のいずれかを受託者に対して通知するものとする。委託者が契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。本項により契約が終了した場合、第 45 条第 2 項を準用する。
 - 5 第 1 項の期間は、公益上やむをえない事由がある場合、短縮することができる。この場合、受託者は変更案の受領後可能な限り速やかに第 2 項の見積りを提出しなければならない。
 - 6 前各項の規定にかかわらず、委託者は各年度における本契約に基づく受託者への支払額が、当該年度の委託者の予算額を超過するおそれがある場合、受託者に通知することにより、かかる超過の限度において、本件業務のうち計画的修繕業務の実施時期の変更又は計

画的修繕業務の一部を本契約の履行対象から除外するよう指示することができる。この場合、本契約で別途定める場合を除き、受託者は当該指示に従うことに伴う費用等の負担を委託者に請求することはできない。

(業務に係る受託者の提案)

第 12 条 受託者は、特記仕様書等(本業務に関する指示を含む。)について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき特記仕様書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、特記仕様書等の変更を受託者に通知するものとする。

3 委託者は、前項の規定により特記仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更しなければならない。

(許認可等)

第 13 条 本業務の実施に関し、国及び地方公共団体又はその機関への届出、許認可が必要となる場合は、受託者が自己の責任と費用によりこれを行う。なお、受託者が、委託者に協力を求めた場合には、委託者は必要な協力を行うものとする。

2 法令上、委託者が申請すべき許認可については委託者が行う。なお、委託者が、受託者に協力を求めた場合、受託者は必要な協力を行うものとする。

(業務内容)

第 14 条 受託者が実施する本業務の内容及び対象施設は、別添の特記仕様書等に定めるところによる。

2 受託者は、本契約等の定めるところに従い、善良なる管理者の注意義務をもって、本業務を実施しなければならない。

3 受託者は、本契約等で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、維持管理方法、使用機材、消耗品などを決定し本業務を行うことができる。

(統括業務責任者及び業務実施責任者等)

第 15 条 受託者は、募集要項等に基づき統括業務責任者及び業務実施責任者を配置して、氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 統括責任者は、本契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第 16 条第 1 項の請求の受理、同条第 2 項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

- 3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを統括責任者に委任せず行使しようとするものがあるときは、予め、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(受託者等に対する措置要求)

第 16 条 委託者は、統括業務責任者又は業務実施責任者その他受託者が本業務を実施するために使用している労働者等で本業務の実施又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その請求を受けた日から 14 日以内に委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受託者に通知しなければならない。

(監督員)

第 17 条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約条項に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、特記仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての受託者又は受託者の統括業務責任者又は業務実施責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) 特記仕様書に基づく業務の管理、立会い、業務の実施状況の検査又は材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

- 3 委託者は、2 名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

- 4 第 2 項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、特記仕様書に定めるものを除き監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(本業務の準備)

第 18 条 受託者は、特記仕様書等に従って委託者から本業務を開始するにあたり必要な内容を引き継ぐものとする。また、受託者が、委託者に協力を求めた場合、委託者は必要な協力を行うものとする。

(貸与品及び支給材料)

第 19 条 委託者から受託者への貸与品及び支給材料は、特記仕様書に定めるところによる。

- 2 委託者は、貸与品又は支給材料を受託者の立会のもとに検査して引き渡し、受託者は、引渡しを受けたときは遅滞なく、委託者に借用書又は受領書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、前項の引渡しの場合において、その品質又は規格が使用に適当でないと認めたときは、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 4 受託者が前項の通知をしたにもかかわらず、委託者がその使用を要求し、かつ、その品質又は規格が使用に適当でないために受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は委託者と受託者とが協議して定める。
- 5 受託者は、使用が終了した貸与品又は作業の完成若しくは作業内容の変更によって不用となった支給材料があるときは、これを委託者に返還しなければならない。
- 6 受託者は、貸与品及び支給材料を善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。
- 7 受託者の故意又は過失によって貸与品又は支給材料が滅失若しくはき損によりその返還が不可能になったときは、受託者は、委託者の指定した期間内に代品の納入、原状の復旧又はその損害を賠償しなければならない。
- 8 受託者は、貸与品を転貸し、使用貸借し又はその他の方法により第三者に使用させてはならない。

(業務計画書等)

第 20 条 受託者は、本業務について、特記仕様書及び提案書に基づき、本業務全体の実施に係る計画書(以下「業務計画書」という。)及び各業務に係る計画書(以下「作業計画書」という。)を作成し、委託者の確認を得なければならない。

- 2 業務計画書には、実施方針、実施体制、実施計画、安全管理計画、そのほか委託者が指示する事項について記載する。
- 3 作業計画書には、特記仕様書に基づき、各業務内容の実施方針、業務工程、業務組織計画等について記載する。
- 4 受託者は、業務計画書及び作業計画書(以下「業務計画書等」という。)に基づき本業務を実施するものとする。委託者が、業務計画書等に基づき本業務が行われていないおそれがあると判断した場合、委託者は受託者に説明を求めることができる。その結果、委託者

が、業務計画書等に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、委託者は受託者に是正(業務計画書等の変更を含む)を求めることができる。

- 5 受託者は、業務計画書等に変更が生じた場合には、変更業務計画書等を作成し、委託者の確認を得なければならない。

(本業務の実施及び定期報告)

第 21 条 受託者は、特記仕様書、提案書及び業務計画書等に基づき本業務を自己の費用において実施する(ただし、特記仕様書に定める委託者が支払うべき費用については、この限りではない。)。

- 2 受託者は、特記仕様書に基づき、本業務の実施状況に係る報告書を作成し、委託者に対して報告しなければならない。

(性能保証)

第 22 条 受託者は、委託者に対し本業務履行期間を通じ特記仕様書に定める業務の水準を保証しなければならない。

(業務の報告等)

第 23 条 受託者は、履行期間中、本業務について、特記仕様書に定める提出書類を作成し、委託者に提出するものとする。

- 2 委託者は、前項に基づき提出された書類の内容について、受託者に説明を求め、また、必要な範囲で、受託者が本業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。
- 3 受託者は、業務完了時、本業務について特記仕様書に定める提出図書を作成し、委託者に提出するものとする。

(委託者による履行状況の確認)

第 24 条 委託者(本項で規定する履行状況の確認について、委託者から委託を受けた者を含む。以下本条、第 25 条及び第 26 条において同じ。)は、随時、本業務の実施について履行状況の確認を行うことができるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。ただし、委託者は受託者の業務に支障が生じないように努めなければならない。

- 2 委託者は、前項の確認を行うために、受託者に通知をした上で業務事務所へ立ち入ることができるものとし、受託者は、これに協力するものとする。

(修繕業務等の検査)

第 25 条 受託者は、巡回・清掃業務、植栽管理業務、補修・修繕業務等(以下「修繕業務等」という。)を完了したときは、特記仕様書に基づき、その旨を委託者に通知しなければならない。

らない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、報告を受けた日から 14 日以内に受託者の立会いの下、修繕業務等の完了を確認するための検査を行うことができる。なお、委託者は、当該検査の結果を受託者に通知するものとする。
- 3 前項の検査の結果、受託者の業務内容について手直しを命ぜられたときは、受託者は、遅滞なく当該手直しを行い、再検査を受けなければならない。

(特記仕様書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

- 第 26 条 委託者は、受託者の業務内容が特記仕様書等の要求水準又は委託者の指示若しくは委託者と受託者の協議の内容を満たさないと判断した場合には、受託者に対して必要な修補等の改善指示をすることができる。
- 2 受託者は、前項の改善指示を受けた場合、改善計画書を作成し、委託者の承諾を受けて改善を実施するものとする。
 - 3 委託者は、対象施設の利用者の安全が明らかに確保されていないと委託者が判断する場合又は本業務を遂行するに当たり受託者の安全が確保されていないと委託者が判断する場合には、受託者に対して速やかな業務改善を指示することができる。
 - 4 受託者は前項の指示を受けた場合、委託者の指示を踏まえて、速やかに業務改善を実施し、その結果を業務改善報告書として委託者に報告する。
 - 5 委託者は、受託者が第 3 項に定める業務改善を実施しない場合又は前項に定める業務改善報告をしない場合には、業務改善措置の実施が確認されるまでの間、第 30 条に定める委託料の支払を変更又は停止することができる。

(定例会議及び打合せ)

- 第 27 条 委託者及び受託者は、毎月、特記仕様書に定める定例会議を実施し、月報をもとに修繕業務等の確認、単価契約の履行状況、モニタリング結果等の業務実施状況(以下「業務実施状況」という。)の確認及び業務の情報共有その他の協議を行う。
- 2 委託者及び受託者は、特記仕様書に定める打合せを実施し、各業務の実施状況について進捗報告を行い、今後の作業計画の見直し、管理の効率化等を図る協議を行う。
 - 3 受託者は、打合せを行うにあたり、当該年度内の業務履行状況を確認できる資料をとりまとめて担当職員に提出する。
 - 4 受託者は統括業務責任者を第 1 項及び第 2 項の会議に出席させなければならない。なお、定例会議は、統括業務責任者を基本とするが、業務実施責任者による代理出席も認める。

(契約終了時の義務)

- 第 28 条 受託者は、本契約が終了する場合において、本業務の終了時に次期の包括管理業務の受託者への引継ぎのため、特記仕様書で定める資料を作成し、次期の包括管理業務の受

託者に対して引継ぎ会議により引継ぎを行う。ただし、受託者と次期業務実施者が同一である場合には、この限りではない。

- 2 受託者は、前項に従い本業務を引継ぐに当たっては、本業務の範囲内で対象施設が要求水準を達成した状態で引継がなければならない。

(検査)

第 29 条 受託者は、本業務を完了したとき及び業務履行期間中の毎年度末には、監督員の確認を受け、必要な書類を添付して、監督員に通知しなければならない。

- 2 委託者又は委託者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受託者の立会いの上、特記仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項により委託者から対象施設の損傷等の修補を求められた場合は、必要な修補を実施した後速やかに、委託者に対し、修補が完了した旨を通知しなければならない。この場合において、委託者は、当該通知を受領後 10 日以内に修補の完了の検査を行わなければならない。

(委託料の支払)

第 30 条 受託者は、第 29 条第 2 項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。ただし、部分払については、第 34 条及び別紙 1 に定めるところによる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 前二項に定めるほか、業務委託料の算定、変更及び支払については、別紙 1 に定めるところによる。

(契約不適合責任)

第 31 条 委託者は、引き渡された業務目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受託者に対し、業務目的物の修補又は代替物の引き渡しによる履行を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。

- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(前払金)

第32条 受託者は、保証事業会社と契約書記載の履行期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを委託者に請求することができる。なお、前払金を請求できる業務委託料は別紙1で定める当該会計年度を区切りとし、会計年度の支払限度額のうちの10分の3以内とする。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受託者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で、前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受託者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受託者は委託者の指定する期日までにその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第34条(部分払)の支払いをしようとするときは、委託者は支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 6 委託者は、受託者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下第53条(解除に伴う措置)及び第54条(委託者の損害賠償請求等)において同じ。)で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(前払金の使用等)

第33条 受託者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、

修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払、年度別支払予定額及び契約金額)

第 34 条 受託者は、別紙 1 に定めるところにより、履行済みの業務について部分払を請求することができる。

2 部分払の対象となる履行済み業務の範囲、履行済み業務相当額の算定方法、前払金及び既に支払った部分払金の調整その他部分払に必要な事項は、別紙 1 に定めるところによる。

3 委託者は、前二項の規定による部分払の請求を受けたときは、別紙 1 に定めるところにより検査を行い、当該検査に合格したときは、別紙 1 に定める方法により部分払金を支払うものとする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第 35 条 本契約が地方自治法その他関係法令に基づく債務負担行為に係る契約である場合における年度別の支払限度額、年度別の履行予定額その他年度ごとの業務委託料に関する事項は、別紙 1 に定めるところによる。

2 前項の年度別の履行予定額及び支払予定額は、契約締結時における予定額であり、実際の履行数量、履行状況、単価、物価その他の事情により変動するものとする。

3 年度別の支払限度額その他財政上必要な事項について変更が必要となった場合は、関係法令及び別紙 1 に定めるところにより必要な手続を行うものとする。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第 36 条 受託者は、第 32 条の規定により前払金の支払いを請求することができる。

2 債務負担行為に係る契約における年度ごとの前払金の算定、請求及び支払並びに既に支払った前払金の調整については、別紙 1 に定めるところによる。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第 37 条 債務負担行為に係る契約における部分払の対象年度、回数、時期、算定方法及び前払金との調整については、別紙 1 に定めるところによる。

(第三者による代理受領)

第 38 条 受託者は、委託者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、

当該第三者に対して第 30 条第 2 項又は第 34 条第 3 項の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受託者の業務中止)

第 39 条 受託者は、委託者が第 32 条又は第 34 条第 1 項の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受託者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が増加費用を必要とし、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(物価の変動に伴う委託料の変更)

第 40 条 本契約に係る業務委託料の算定、物価の変動その他の事情による業務委託料又は単価の変更、総価契約部分と単価契約部分との間の調整、契約期間全体における業務委託料の調整及び契約金額の変更については、別紙 1 に定めるところによる。

(法令変更に伴う委託料の変更)

第 41 条 法令等(法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。本条において、以下同じ。)の変更により、本件業務の実施が著しく困難となった場合又は本件業務の実施に増加費用が発生する可能性が生じた場合、受託者は、委託者の指示に従い対応するものとし、これにより発生する費用の負担は次の各号のとおりとする。この場合、受託者は、本件業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。ただし、受託者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は受託者の負担とする。

(1) 本件業務に直接関係する法令等の変更の場合には、委託者の負担とする。

(2) 本件業務のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更の場合には、受託者の負担とする。

(3) 前各号の定めによって判断することが著しく不適当と認められる場合は、委託者と受託者の協議により定める。

2 法令等の変更により、本件業務を行うことができなかった期間の業務委託料については、当該期間において実施できなかった本件業務に関して受託者が免れることのできなかった費用相当分を支払うものとする。

3 法令等の変更により本件業務の内容を変更する必要がある場合、委託者は、必要である範囲内において、本件業務の内容を変更することができる。また、法令等の変更により本

契約の継続が著しく困難である場合、委託者は直ちに本契約を解除することができる。

- 4 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により受託者に生じた費用については、第1項に定めるところによる。

(不可抗力に伴う委託料の変更)

第42条 委託者又は受託者は、不可抗力により、本契約に従って本業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難となったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するとき、本業務の委託料の変更を請求することができる。

- 2 委託者及び受託者は、前項の規定により、本契約の履行不能及び追加費用の発生が確認されたときは、損害を最小限にとどめるよう努力しなければならない。委託者は、実施することができなくなった又は実施が著しく困難となった本業務がその一部である場合、当該部分に関する委託料について、受託者と協議のうえ、委託料を減額することができる。
- 3 委託者及び受託者は、第1項の規定により、不可抗力に対応するため速やかに本契約の変更並びに追加費用の負担等について協議しなければならない。
- 4 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本契約の変更並びに追加費用の負担について合意が成立しないときは、本業務継続の可否を含め、委託者が不可抗力に対する対応方法を受託者に対して通知し、追加費用の負担については次条に定めるところに従うものとする。

(業務委託料の変更方法等)

第43条 業務委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聞いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第44条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ委託者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければ

ばならない。

- 3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(委託者の任意解除権)

- 第45条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条、第47条又は第49条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者の催告による解除権)

- 第46条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく、第31条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

- 第47条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第5条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
 - (2) 受託者がこの契約の業務目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(6) 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(7) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、又はその支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第48条 第46条各号(委託者の催告による解除権)又は前条各号(委託者の催告によらない解除権)に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第49条 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)第61条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受託者が、独占禁止法第 77 条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 受託者(法人の場合にあつては、その役員又は使用人、その他従業員を含む。)に対する刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

(受託者の催告による解除権)

第 50 条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第 51 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 9 条の規定により業務の内容を変更したため業務委託料が 10 分の 3 以上減少したとき。
- (2) 第 9 条(業務の変更、中止等)の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 3 を超えたとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 52 条 第 50 条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 53 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 1 項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

- 2 委託者は、本契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下この条において「既履行部分委託料」という。)を受託者に支払わなければならない。
- 3 前項の既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 30 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(委託者の損害賠償請求等)

第 54 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の業務目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第 46 条(委託者の催告による解除権)、第 47 条(委託者の催告によらない解除権)又は第 49 条(談合その他不正行為等による解除)の規定により業務目的物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 46 条、第 47 条又は第 49 条の規定により業務目的物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務履行期間の満了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合(前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号の場合においては、委託者は、業務委託料から出来形部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を請求することができる。

6 第 2 項の場合(第 47 条第 5 号及び第 7 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第 63 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第 2 項の違約金に充当することができる。

(受託者の損害賠償請求等)

第 55 条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 50 条(受託者の催告による解除権)又は第 51 条(受託者の催告によらない解除権)の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 30 条第 2 項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第 56 条 委託者は、引き渡された成果物又は修繕部分に関し、成果物の引渡しを受けた日又は修繕業務の実施箇所について完了確認がなされた日から 1 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の迫完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 委託者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。)のうちに契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。
- 4 委託者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 委託者は、成果物の引渡し又は修繕業務の実施箇所について検査の際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 8 第1項の規定は、成果物又は修繕業務の目的物の契約不適合が受託者選定要項の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(一般的損害)

- 第57条 受託者の本契約の違反その他受託者の責めに帰すべき事由により、委託者に損害が生じた場合、受託者が委託者に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
- 2 委託者の本契約の違反その他委託者の責めに帰すべき事由により、受託者に損害が生じた場合、委託者は受託者に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(第三者に及ぼした損害)

- 第58条 受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受託者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受託者の責めに帰すべき事由により委託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、委託者は受託者に対して求償権を行使することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(次条に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適當であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(特記仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(保険)

- 第59条 受託者は、本業務履行期間中、別紙2に定める保険を自らの負担により付保しなければならない。この場合において、受託者は、当該保険の保険証券の写しを委託者に提出しなければならない。

(報告の義務)

- 第60条 受託者は、本業務の履行中に事故が発生した場合は、直ちに委託者にその旨を報告

するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(契約の変更)

第 61 条 本契約の変更は、委託者及び受託者両者の書面による合意によってのみ行うことができる。

(準拠法及び裁判管轄)

第 62 条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して発生する紛争については、津地方裁判所松阪支部を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

(契約の保証)

第 63 条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第 5 項において「保証の額」という。)は、業務委託料の 10 分の 1 以上としなければならない。

3 受託者が第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 54 条第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第 1 項の規定により、受託者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の 10 分の 1 に達するまで、委託者は保証の額の増額を請求することができ、受託者は保証の額の減額を請求することができる。

(関連工事の調整)

第 64 条 委託者は、受託者の実施する業務及び委託者の発注に係る第三者の施工する工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行う

ものとする。この場合においては、受託者は、委託者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(紛争の解決)

第 65 条 この契約に関して委託者と受託者との間に紛争が生じたときは、委託者及び受託者は、誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

2 前項の協議によっても紛争を解決することができないときは、委託者及び受託者は、民事調停その他の法令に基づく紛争解決手続を利用することができる。

3 前各項の規定にかかわらず、本業務に含まれる個別の業務が建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に規定する建設工事の請負契約に該当する場合における当該建設工事の請負契約に関する紛争については、同法の定めるところによる。

(電磁的方法)

第 66 条 この標準契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(業務用材料・機器の品質)

第 67 条 業務用材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

(補則)

第 68 条 本契約に定めない事項及び本契約について疑義を生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議してこれを定める。

別紙1 業務委託料の支払方法

(1) 業務委託料の支払限度額

債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和8年度	0	円
令和9年度	00,000,000	円
令和10年度	00,000,000	円
令和11年度	00,000,000	円
令和12年度	00,000,000	円
令和13年度	00,000,000	円

◀ 契約時に記載

- 2 前項の支払限度額は、契約締結時において見込まれる物価変動等を反映して設定した各会計年度における支払額の上限とする。
- 3 各会計年度における業務委託料の支払額は、前項の支払限度額の範囲内で、当該年度における物価水準、業務の履行状況及び履行高に応じて算定するものとする。

(2) 支払限度額・履行高予定額の変更

委託者は、予算上の都合、業務の実施状況その他の必要があるときは、各会計年度における年度別支払予定額及び履行高予定額を変更することができる。この場合、委託者は、受託者に通知するものとする。

- 2 著しい物価上昇その他やむを得ない事情により、単価契約部分の履行予定数量の調整を行っても、必要な維持管理水準を確保しつつ当該年度の支払限度額の範囲内で業務を履行することが困難であると認められる場合は、委託者及び受託者は、当該年度の支払限度額の変更について協議することができる。この場合において、支払限度額を変更するときは、契約変更の手続を行うものとする。

(3) 部分払の回数

各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和9年度	3回
令和10年度	3回
令和11年度	3回
令和12年度	3回
令和13年度	3回

(4) 物価変動に伴う委託料改定基準

① 総価契約委託料の算出

業務委託料のうち総価契約に係るものについては、総価契約一覧表に記載する各年度の基準額を基礎として、当該年度の業務委託料を算定するものとする。

2 前項の各年度の基準額は、契約締結時において見込まれる物価変動等を反映して設定するものとし、契約締結後は、当該年度の契約額を基準として、物価変動その他の経済情勢の変化を踏まえ、必要があると認める場合は、甲乙協議の上、次年度に適用する支払額を改定することができる。

3 前項の規定による支払額の改定に当たっては、契約締結時に見込んだ物価変動率と実際の物価変動の差異その他必要な事項を考慮するものとする。

表 1 総価契約基準額一覧

業務名	直接工事費（円）					備考					
	R9d	R10d	R11d	R12d	R13d						
共通業務											
①打合せ等	0	0	0	0	0	成果報酬型					
②窓口業務	0	0	0	0	0						
③成果品作成	—	—	—	—	0						
道路関連業務											
①巡回清掃業務											
定期巡回							0	0	0	0	0
通学路巡回							0	0	0	0	0
②植栽管理業務	0	0	0	0	0						
公園関連業務											
①巡回清掃業務	0	0	0	0	0						
②植栽管理業務											
剪定工							0	0	0	0	0
除草工							0	0	0	0	0
計画業務											
①橋梁維持管理業務	0	0	0	0	0						

※ 直接工事費は税抜き

◀ 契約時に記載

② 単価契約委託料の算出

業務委託料のうち単価契約に係るものについては、単価契約一覧表に記載する各年度の業務ごとの基準単価を基礎として、該当する業務の実施回数、数量等に応じて算定するものとする。

2 前項の各年度の基準単価は、契約締結時において見込まれる物価変動等を反映して設定するものとし、契約締結後は、当該年度に適用する単価を基準として、物価変動その他の経済情勢の変化を踏まえ、必要があると認める場合は、甲乙協議の上、次年度に適用する単価を見直すことができる。

3 前項の規定による次年度の単価の見直しに当たっては、契約締結時に見込んだ物価変動率と実際の物価変動の差異その他必要な事項を考慮するものとする。

表 2 単価契約基準単価一覧

業務名	直接工事費（円）					単価
	R9d	R10d	R11d	R12d	R13d	
道路関連業務						
①巡回・清掃業務						
緊急巡回	0	0	0	0	0	／回
落下物処理	0	0	0	0	0	／件
動物死骸処理						
側溝清掃	0	0	0	0	0	／m
凍結防止剤の散布	0	0	0	0	0	／回
除雪	0	0	0	0	0	／回
②補修修繕業務						
アスファルト舗装補修	0	0	0	0	0	／箇所
道路附属物復旧工	更新・新設を除く 1 基 100,000 円程度（物価上昇を加味しない）					—
公園関連業務						
①植栽管理業務						
剪定	0	0	0	0	0	／本
②補修修繕業務						
施設修繕	1 件 100,000 円程度の修繕（物価上昇を加味しない）					—

※ 直接工事費は税抜き

◀ 契約時に記載

**単価契約及び総価契約における歩掛、単価、履行数量及び業務委託料の変更
に関する特約条項（案）**

第1章 総則

（目的）

- 第1条 本特約は、本業務に係る賃金、材料価格、燃料価格その他の物価水準、標準歩掛その他の積算条件の変動を適切に反映するため、単価契約部分に係る歩掛及び契約単価並びに総価契約部分に係る業務委託料の算定方法、履行数量及び業務委託料の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本特約に基づく歩掛、単価及び業務委託料の見直しは、原則として各年度の実際の履行に反映するものとし、当該見直し又は年度ごとの履行数量の増減のみを理由として、直ちに契約金額を変更するものではない。
- 3 本業務においては、総価契約部分に係る業務委託料の変動が生じた場合、その変動額について、原則として単価契約部分の未履行の履行予定数量を増減することにより調整し、契約全体の契約金額を維持するものとする。
- 4 前項の規定による数量調整によっても、契約期間全体における業務の履行に必要な費用を現行の契約金額の範囲内に収めることができない場合は、第29条及び第30条の規定により取り扱うものとする。

（適用範囲及び用語の定義）

- 第2条 本特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 「単価契約部分」とは、別紙に定める業務のうち、業務ごとの契約単価に履行数量を乗じて業務委託料を算定する部分をいう。
- 二 「総価契約部分」とは、別紙に定める業務のうち、一定の業務範囲について一式の業務委託料を定める部分をいう。
- 三 「契約単価」とは、単価契約部分に係る業務について、歩掛、労務単価、材料価格、燃料価格その他の積算条件を基に定める単位当たりの価格をいう。
- 四 「総価契約部分の変動額」とは、総価契約部分について、当該年度に適用される単価、歩掛、労務費、材料価格、燃料価格その他の積算条件の変動により生じる業務委託料の増減額をいう。
- 五 「数量調整額」とは、総価契約部分の変動額を吸収するため、単価契約部分の履行予定数量を増減することにより生じる業務委託料の増減額をいう。
- 六 「履行済み業務相当額」とは、当該時点までに履行が確認された単価契約部分及び総価契約部分の業務に係る業務委託料相当額をいう。
- 七 「契約期間全体における業務委託料の所要見込額」とは、当該時点までの履行済み業

務相当額に、当該時点において見込まれる契約期間終了までの未履行业務に要する費用を加えた額をいう。

第2章 単価契約部分の歩掛及び単価

（契約単価の基本）

第3条 単価契約部分に係る契約単価は、当該業務の実施に必要となる標準歩掛、労務単価、材料価格、燃料価格その他の積算条件を基礎として設定するものとする。

2 契約単価は、本特約に定める方法により、各年度の実情を反映して設定又は見直すものとする。

（標準歩掛の適用）

第4条 単価契約部分の積算に用いる歩掛は、原則として、国土交通省その他公的機関が定める最新の標準歩掛その他これに準ずるものを適用するものとする。

2 前項の標準歩掛が本業務の実態に適合しない場合は、甲乙協議の上、本業務の実態に即した歩掛を設定することができる。

（標準歩掛がない業務）

第5条 前条に定める標準歩掛が存在しない業務については、過去の実績、類似業務の歩掛、作業実態その他合理的な資料を基礎として、甲乙協議の上、歩掛を設定するものとする。

（材料価格、燃料価格等）

第6条 材料価格、燃料価格、消耗品価格その他の価格については、原則として公的な積算資料、物価資料その他甲乙が適当と認める資料に掲載された価格を用いるものとする。

2 前項において適用すべき価格が複数存在する場合は、地域、規格、取引条件、納入条件その他本業務の実態を考慮して、甲乙協議の上、適用する価格を定めるものとする。

（公表価格等の改定）

第7条 前条の価格について、公的な積算資料その他の価格資料に改定があった場合は、原則として当該改定後の価格を次回の年度別単価設定に反映するものとする。

（公表されていない単価）

第8条 公的な積算資料その他の価格資料に掲載されていない価格については、見積り、実取引価格その他合理的な資料に基づき、甲乙協議の上、単価を設定するものとする。

第3章 総価契約部分の算定及び数量調整

(総価契約部分の履行高)

第 9 条 総価契約部分に係る履行済み業務相当額は、当該業務の実際の履行状況、出来高、業務実施率その他合理的な方法により算定するものとする。

(総価契約部分の対象業務)

第 10 条 総価契約部分のうち、当該年度における単価、歩掛、労務費、材料価格、燃料価格その他の積算条件の変動を業務委託料の算定に反映する対象業務については、別に定めるところによる。

(総価契約部分の変動額の算定)

第 11 条 総価契約部分について、当該年度に適用される積算条件が契約締結時又は前年度に設定した積算条件から変動した場合は、その変動による総価契約部分の業務委託料の増減額を算定するものとする。

- 2 前項の変動額の算定に当たっては、契約締結時又は前回の年度別単価設定時に想定した条件と、当該年度に適用する実際の条件との差を用いるものとする。
- 3 単価契約部分について既に同一の物価変動その他の積算条件の変更が反映されている場合は、重複して変動額を算定してはならない。

(総価契約部分の変動額の調整)

第 12 条 前条の規定により総価契約部分の業務委託料に増減額が生じた場合は、原則として、その変動額に相当する額を単価契約部分の履行予定数量を増減することにより調整するものとする。

- 2 総価契約部分の業務委託料が増額となる場合は、原則として、単価契約部分の履行予定数量を減少させることにより調整するものとする。
- 3 総価契約部分の業務委託料が減額となる場合は、原則として、単価契約部分の履行予定数量を増加させることにより調整するものとする。
- 4 前各項の調整においては、総価契約部分の変動額と単価契約部分の数量調整額が、原則として同額となるようにするものとする。

(数量調整の対象)

第 13 条 前条の数量調整は、当該年度以降に履行予定であり、かつ、業務の必要性、施設の状態、履行可能性その他の事情を考慮して増減することが可能な単価契約部分の業務を対象として行うものとする。

- 2 数量調整に当たっては、必要な維持管理水準、安全性、施設機能その他本業務の目的を損なうことのないようにしなければならない。

3 数量調整を行うために、業務上必要のない作業を追加してはならない。

(数量調整の限度)

第 14 条 前二条の規定による数量調整によって総価契約部分の変動額の全部を調整することができない場合は、その調整できない額について、第 29 条及び第 30 条の規定により取り扱うものとする。

第4章 年度別単価の設定及び変動額の算定

(年度別単価等の設定及び前年度末協議)

第 15 条 単価契約部分に係る各年度の契約単価、歩掛及び積算条件並びに総価契約部分に係る当該年度の業務委託料の算定条件については、原則として、当該年度の開始前の前年度末までに、甲乙協議を行い、物価変動その他状況を踏まえ、必要があると認められる場合は、設定又は見直しを行うものとする。

2 前項の協議に当たっては、当該年度に適用される最新の標準歩掛、労務単価、材料価格、燃料価格その他の積算条件並びに賃金及び物価の変動を考慮するものとする。

3 前項の協議により設定又は見直しを行った契約単価、歩掛及び積算条件は、原則として当該年度の開始日以後に履行する業務に適用するものとする。

4 前年度末までに翌年度の契約単価又は積算条件を確定することが困難な場合は、甲乙協議の上、暫定的な単価又は積算条件を設定することができる。この場合において、確定した単価又は積算条件との差額については、甲乙協議の上、必要な精算を行うものとする。

5 年度途中において、標準歩掛、労務単価、材料価格、燃料価格その他の積算条件に著しい変動又は改定が生じた場合は、甲乙協議の上、当該年度の途中において契約単価又は積算条件を見直すことができる。

6 前各項による契約単価、歩掛又は積算条件の見直しにより履行高又は部分払額に変動が生じた場合であっても、当該変動のみを理由として契約金額を変更するものではなく、第 26 条から第 30 条までの規定により取り扱うものとする。

(実際の変動率)

第 16 条 前条に基づく契約単価及び積算条件の見直しに当たっては、契約締結時又は前回の年度別単価設定時の条件を基準として、当該年度における実際の変動率を算定するものとする。

(想定変動率)

第 17 条 契約期間中の物価水準の変動について、契約締結時にあらかじめ想定した変動率がある場合は、当該想定変動率を基準として各年度の単価及び総価契約部分の算定条件を設定することができる。

2 本業務における想定物価水準を踏まえた会計年度ごとの事業委託料は以下を想定している。なお、各会計年度における実際の支払額を拘束するものではない。

令和 9 年度	58,460,000 円
令和 10 年度	60,380,000 円
令和 11 年度	63,870,000 円
令和 12 年度	67,750,000 円
令和 13 年度	72,500,000 円

(変動額)

第 18 条 前二条に基づく実際の変動率と想定変動率との差により、総価契約部分の業務委託料に変動が生じる場合は、その変動額を算定するものとする。

(変動額の反映)

第 19 条 前条の変動額は、第 12 条の規定に基づき、原則として単価契約部分の履行予定数量の増減により調整するものとする。

2 単価契約部分の数量調整を行う場合の単価は、当該年度に設定された契約単価を用いるものとする。

(二重計上の防止)

第 20 条 総価契約部分の変動額を算定するに当たっては、単価契約部分の契約単価に既に反映されている労務費、材料価格、燃料価格その他の変動を重複して計上してはならない。

(過年度の変更との重複)

第 21 条 過年度に既に反映された価格変動その他の変更については、再度変動額に算入してはならない。

(適用時期)

第 22 条 本章の規定に基づき設定又は見直しを行った契約単価、歩掛、積算条件及び総価契約部分の算定条件は、原則として、その設定又は見直し後に履行する業務に適用するものとする。

第5章 履行高及び部分払

(業務委託料の構成)

第 23 条 各時点における業務委託料の履行高は、単価契約部分の履行高及び総価契約部分の履行高を合算して算定するものとする。

2 単価契約部分の履行高は、当該時点までに確認された履行数量に当該業務に適用される

契約単価を乗じて算定するものとする。

3 総価契約部分の履行高は、第 9 条及び第 11 条の規定に基づき算定するものとする。

(履行済み業務相当額)

第 24 条 部分払の算定に用いる履行済み業務相当額は、前条の規定により算定した当該時点までの履行高を基礎とし、第 12 条の規定による数量調整を反映した額とする。

(部分払の額)

第 25 条 部分払金の額は、次の算式により算定するものとする。

$$\begin{aligned} \text{部分払金の額} \leq & \text{履行済み業務相当額} \times 9/10 - \text{前払金額} \\ & \times (\text{履行済み業務相当額} / \text{契約金額}) - \text{既に支払った部分払金の額} \end{aligned}$$

2 前項の算式により算定した額が負となる場合は、部分払金の額を 0 円とする。

3 第 1 項の「既に支払った部分払金の額」には、前払金を含まないものとする。

4 部分払の回数、請求時期その他の手続については、契約書及び別紙に定めるところによる。

第6章 契約金額の取扱い

(契約金額を変更しない原則)

第 26 条 各年度における契約単価、歩掛、物価水準、履行数量その他の変動により、単価契約部分又は総価契約部分の履行高に増減が生じた場合であっても、原則として契約金額は変更しないものとする。

2 前項の場合において、総価契約部分の変動額については、第 12 条の規定による単価契約部分の履行予定数量の調整により、契約全体の業務委託料を調整するものとする。

(契約期間全体の所要見込額の確認)

第 27 条 甲は、必要に応じ、当該時点における履行済み業務相当額及び契約期間終了までの未履行业務に係る所要見込額を合算し、契約期間全体における業務委託料の所要見込額を確認するものとする。

2 前項の所要見込額の算定に当たっては、当該時点における最新の契約単価、歩掛、労務費、材料価格、燃料価格その他の積算条件を用いるものとする。

(数量調整による対応)

第 28 条 前条の規定による確認の結果、契約期間全体における業務委託料の所要見込額に増減が生じた場合は、原則として、第 12 条から第 14 条までの規定に基づき、単価契約部分の未履行の履行予定数量を調整することにより対応するものとする。

2 前項の数量調整は、業務の必要性、施設の状態、履行可能性その他の事情を考慮して行

うものとし、必要な維持管理水準、安全性、施設機能その他本業務の目的を損なうものであってはならない。

(著しい物価上昇等による契約金額の変更)

第 29 条 前条の規定にかかわらず、賃金、材料価格、燃料価格その他の物価水準について著しい上昇その他の急激な変動が生じ、これにより契約期間全体における業務委託料の所要見込額が現行の契約金額を著しく上回ることが見込まれる場合であって、単価契約部分の履行予定数量の調整のみでは当該増額を適切に吸収することが困難であると認められるときは、甲又は乙は、契約金額の変更について協議を申し入れることができる。

2 前項の協議に当たっては、物価上昇の程度、継続性及び本業務への影響、契約期間の残存期間、単価契約部分における数量調整の可能性その他の事情を総合的に勘案するものとする。

3 第 1 項の規定による契約金額の変更は、第 28 条の規定による数量調整によって吸収することができない増額について、必要かつ合理的な範囲で行うものとする。

4 第 1 項の規定による契約金額の変更を行う場合であっても、それ以前に履行が確認され、かつ、支払済みとなった業務について、原則として遡って再計算しないものとする。

(数量調整によって対応できない場合の契約金額の変更)

第 30 条 第 28 条の規定による数量調整を行っても、契約期間全体における業務委託料の所要見込額を現行の契約金額の範囲内に収めることができない場合であって、その超過額が明らかに認められるときは、前条の場合を除き、甲乙協議の上、必要な範囲において契約金額を変更することができる。

2 前項の契約金額の変更は、単価契約部分の数量調整によって吸収することができない不足額又は超過額を対象として行うものとする。

3 前二条の規定による契約金額の変更を行った場合は、変更後の契約金額を基礎として、その後の契約期間における業務委託料及び所要見込額を算定するものとする。

(契約金額の減額)

第 31 条 契約期間全体における業務委託料の所要見込額が現行の契約金額を下回ることが明らかとなった場合は、原則として契約期間の最終年度において、実際の履行数量及び履行状況に基づき契約金額を精算し、必要に応じて契約金額の変更を行うものとする。

2 前項にかかわらず、契約期間の途中において減額が確定し、又はその他の事情により早期に契約金額を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、必要な変更を行うことができる。

第7章 その他

（変更内容の適用）

第 32 条 本特約に基づき設定又は変更された契約単価、歩掛、積算条件、履行予定数量その他の事項は、原則として変更後に履行する業務に適用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙協議の上、別に適用時期を定めることができる。

（資料の提出）

第 33 条 受託者は、甲から求められた場合、本特約に基づく単価、歩掛、履行数量、総価契約部分の変動額その他の算定に必要な資料を提出しなければならない。

（年度別支払限度額との関係）

第 34 条 本特約に基づく単価、履行数量及び業務委託料の調整は、契約書及び別紙に定める年度別の支払限度額その他の予算上又は財務上の制約を踏まえて行うものとする。

2 前項の規定により、年度別の支払限度額その他について変更が必要となる場合は、甲乙協議の上、変更契約その他必要な手続を行うものとする。

（協議）

第 35 条 本特約の解釈又は運用について疑義が生じた場合、その他本特約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

別紙２ 業務期間中に必要な保険

（１） 受託者の加入する保険

受託者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・ 提案書で定めた保険